諮問番号：令和元年度諮問第５０号

答申番号：令和２年度答申第１４号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２８年１１月１５日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求書、反論書及び令和２年６月１８日に実施した口頭意見陳述を踏まえた審査請求人の主張の要旨は、以下のとおりである。

（１）適正な介護券に基づいて、介護扶助を行っている。

（２）遡って指定の効力が失われるものではない。介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく指定取消しについて争うところ、法の介護扶助についても違法はない。

（３）本件処分の理由は、介護保険法の指定申請、訪問介護計画の有無、従事者ではない者による訪問介護、タイムカード等の保管場所、従業者の出勤場所などが指摘されているが、いずれも事実誤認であり、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１４条第１項本文及び第３項による具体的事実の提示義務違反がある。

（４）介護保険法に基づく指定取消しについては、取消訴訟を提起し係争中である。介護保険法による指定取消しが取り消されたとしても、法による指定取消しが取り消されない可能性を考慮し、本件審査請求を行っている。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件事業所の指定取消しに伴う不正請求の認定について

訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を行う事業所（以下「本件事業所１」という。）と、居宅介護支援事業を行う事業所（以下「本件事業所２」といい、本件事業所１と併せて「本件事業所」という。）は、介護保険法に基づく監査において、指定時以降の全期間について、法令違反や基準違反が認められるとして、介護保険法に基づく指定が取り消され、本件事業所１については指定時以降請求し受領した介護給付費の全額について、本件事業所２については指定時以降減算請求等を行わず受領した介護給付費について、不正に請求し、受領したものと認められたものである。

（２）法に基づく処分について

処分庁は、前記（１）の不正請求の認定を受け、法第７８条第２項及び生活保護法による介護扶助の運営要領について（平成１２年３月３１日社援第８２５号厚生省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）に照らし、支払済の介護の給付に要する費用については法第７８条に基づき徴収するとともに、未支払分の介護の給付に要する費用については不支給とする本件処分を行ったものと認められる。

審査請求人は、介護保険法に基づく不正請求の認定等を不服として、大阪府介護保険審査会に対し審査請求を提起していたところ、令和元年１１月７日をもってその請求は棄却された。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分の前提となる不正請求の認定に違法又は不当な点が認められない限りにおいて、本件処分が違法又は不当であるとは認められない。

なお、理由付記について、審査請求人は具体的な記載がなく理由提示義務違反である旨主張しているが、本件処分に係る通知書には、処分の原因となる内容や理由等について、名宛人が具体的に了知できる程度に示されていることから、本件処分に係る理由提示は適正に行われていると認められる。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年３月１９日　　諮問書の受領

令和２年３月３０日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：４月１３日

口頭意見陳述申立期限：４月１３日

令和２年４月１０日　　審査請求人の口頭意見陳述申立書の受領

令和２年５月１４日　　第１回審議

令和２年５月２８日　　第２回審議

令和２年６月１８日　　口頭意見陳述の実施及び第３回審議

令和２年７月　３日　　第４回審議

令和２年７月２８日　　第５回審議

令和２年７月３１日　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和２年８月１７日付け〇〇〇第８６６号。以下「処分庁の回答書」という。）

令和２年８月２０日　　第６回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第５４条の２第２項は、「介護機関について、別表第２の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。」と定めている。

また、同条第３項は、「前項の規定により第１項の指定を受けたものとみなされた別表第２の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。」と定めている。

また、別表第２は、次のとおり定めている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （上欄） | （中欄） | （下欄） |
| その事業として居宅介護を行う者（後略） | 介護保険法第４１条第１項本文の指定 | （前略）同法第７７条第１項若しくは第１１５条の３５第６項の規定による同法第４１条第１項本文の指定の取消しがあつたとき（後略） |
| （略） | （略） | （略） |
| その事業として居宅介護支援計画を作成する者 | 介護保険法第４６条第１項の指定 | （前略）同法第８４条第１項若しくは第１１５条の３５第６項の規定による同法第４６条第１項の指定の取消しがあつたとき（後略） |
| （略） | （略） | （略） |
| その事業として介護予防を行う者（後略） | 介護保険法第５３条第１項本文の指定 | （前略）同法第１１５条の９第１項若しくは第１１５条の３５第６項の規定による同法第５３条第１項本文の指定の取消しがあつたとき（後略） |
| （略） | （略） | （略） |

（２）法第７８条第２項は、「偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に１００分の４０を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めている。

（３）局長通知の第８の３（３）は、指定介護機関に対する検査後の経済上の措置として、

「ア　（前略）検査の結果、介護サービス及び介護の報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、（中略）当該介護機関に翌月以降において控除すべき介護の報酬がない場合は、これを保護の実施機関に直接返還させるよう措置すること。

イ　不正又は不当な介護サービス及び介護の報酬の請求があったが、未だその介護の報酬の支払いが行われていないときは、（中略）すみやかに国保連に連絡し、当該指定介護機関に支払うべき介護の報酬の額からこれを控除させるよう措置すること。

ウ　指定の取消しの処分を行った場合（中略）には、原則として、法第７８条第２項の規定により返還額に１００分の４０を乗じて得た額も保護の実施機関に支払わせるよう措置すること。」

と定めている。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

（４）行政手続法第１４条第１項は「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。（後略）」と、同条第３項は「不利益処分を書面でするときは、前２項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び処分庁の回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２６年１０月２０日付けで、審査請求人は、処分庁から、介護保険法により、本件事業所１について訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を行う事業所として、また、本件事業所２について居宅介護支援事業を行う事業所として、平成２６年１１月１日を始期とする指定を受けた。

この指定に伴い、本件事業所１及び本件事業所２は、法第５４条の２第２項の規定により、同日付けで、同条第１項の指定を受けたものとみなされた。

（２）平成２８年１０月３１日付けで、処分庁は、本件事業所１及び本件事業所２について、前記（１）の介護保険法による指定を取り消した。

この取消しに伴い、前記（１）の法による指定は、法第５４条の２第３項の規定により、その効力を失った。

処分庁の回答書によれば、本件事業所１に係る指定は、指定の始期に遡り効力を失い、本件事業所２に係る指定は、指定取消日以後に効力を失ったものである。

介護保険法による指定取消の通知書には、次のとおり記載がある。

ア　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〔本件事業所１〕

「２　指定を取り消す理由

〇〇〇が実施した監査において、指定時以降の全期間について、次のとおり違反事実があった。

（訪問介護）

・不正の手段による申請により指定を受けたこと（法第７７条第１項第９号）

平成２６年１１月１日付けの指定を受けるため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〔本件事業所１〕に勤務しない職員を管理者兼サービス提供責任者として配置するとした事実と異なる勤務表を作成して指定申請を行い、指定を受けた。

・介護給付費の不正請求（法第７７条第１項第６号）

少なくとも１０４名の利用者について、訪問介護計画を作成せずにサービス提供を行ない、介護給付費を不正に請求し、受領した。また、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〔本件事業所１〕の従業者でない者等少なくとも２５名にサービス提供を行わせていた。

・法令違反（法第７７条第１項第１０号）

タイムカードや書類等を近隣にある株式会社〇〇〇〇〇〇〇〔審査請求人〕が運営する有料老人ホーム内の事務所に設置、保管し、また従業者が事業所において勤務せずに当該有料老人ホームに直接出退勤をする等、指定を受けた事業所の所在地では事業を実質的に運営しておらず、不適切な運営が常態化していた。

（介護予防訪問介護）

訪問介護事業所と一体的に運営されており、上記と同様の基準違反が認められる（法第１１５条の９第１項第５号、第１１５条の９第１項第８号、第１１５条の９第１項第９号）。

３　指定取消年月日

平成２８年１１月３０日」

イ　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〔本件事業所２〕

「２　指定を取り消す理由

〇〇〇が実施した監査において、指定時以降の全期間について、次のとおり違反事実があった。

・法令違反（法第８４条第１項第１０号）

指定を受けた事業所だけではなく、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〔審査請求人〕が運営する有料老人ホーム事務所に設置したパーソナルコンピューターで居宅介護支援事業所の業務を行っていた。

・運営基準違反に伴う不正請求（法第８４条第１項第６号）

サービス担当者会議及びモニタリングの不実施に伴う基準減算により減算請求を行うべきところ、減算請求を行わず不正に請求し、少なくとも３００万円余りを不正に請求し、受領した。

（中略）

・虚偽答弁（法第８４条第１項第８号）

サービス担当者会議及びモニタリングの記録が確認されていないにもかかわらず、監査での聞き取りにおいて、行っている旨の答弁を行った。

３　指定取消年月日

平成２８年１１月３０日」

（３）平成２８年１１月１５日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、本件事業所１及び本件事業所２について、法に基づく介護扶助の給付に要する費用の請求において偽りその他不正の行為が認められたとして、法第７８条第２項の規定により徴収を決定する本件処分を行った。

本件処分の通知書には、徴収理由として次のとおり記載がある。

「(1) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〔本件事業所１〕

ア　不正の手段による申請により指定を受け事業を実施し、介護保険法による指定を受けた平成２６年１１月１日以降の全期間につき、介護扶助費の支払いを受けた。

勤務する予定のない管理者兼サービス提供責任者及び従業者の氏名を使い、指定を受けるための要件を満たしていないにも関わらず、平成２６年１１月に虚偽の内容による申請を行い、介護保険法による指定を受け事業を実施し、介護扶助費の支払いを受けた。

イ　上記アに加えて、次の事実を確認した。

少なくとも１６名の利用者について、訪問介護計画を作成せずにサービス提供を行ない、介護扶助費の支払いを受けた。

管理者兼サービス提供責任者が不在の状態でサービス提供を行った期間があった。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〔本件事業所１〕の従業者でない者等少なくとも２５名にサービス提供を行わせ、介護扶助費の支払いを受けた。

また、タイムカードや書類等を近隣にある株式会社〇〇〇〇〇〇〇〔審査請求人〕が運営する有料老人ホーム内の事業所に設置、保管し、また従業者が事業所において勤務せずに当該有料老人ホームに直接出退勤する等、介護保険法第７５条第１項に違反し、指定を受けた事業所の所在地では事業を実質的に運営しておらず、不適切な運営が常態化していた。

(2) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〔本件事業所２〕

サービス担当者会議及びモニタリングの不実施により、基準減算に従い減算請求を行うべきところ、減算請求を行わず〇〇〇指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例に違反し不正に請求した。」

また、徴収金への加算理由として、法第７８条第２項及び局長通知第８－３－（３）によるとの記載がある。

（４）平成２８年１１月３０日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）指定の取消しについて

本件事業所は、法第５４条の２第３項の規定により、介護保険法による指定の取消しがあったことにより、法に基づく指定についてもその効力が失われたものである。審査請求人は、〇〇〇長に対して、介護保険法に基づく指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護事業所の指定取消処分及び指定居宅介護支援の指定取消処分（以下「介護保険指定取消処分」という。）の取消しを求める審査請求を提起していたが、令和元年１１月１３日付けで審査請求を棄却する裁決が行われている。そして、審査請求人は、介護保険指定取消処分の取消しを求める訴訟を提起し係争中であるが、本審査会の答申時点において、審査請求人から介護保険指定取消処分が取り消されたとの主張はない。また、諮問書の添付資料からは、介護保険指定取消処分に重大明白な瑕疵があり無効であることをうかがわせるような事情もみられない。したがって、介護保険指定取消処分はその効力を有しており、法に基づく指定についてもその効力が失われたものと認められる。

（２）費用の徴収について

審査請求人は、適正な介護券に基づいて介護扶助を行っており、遡って指定の効力が失われるものではないと主張する。

ア　本件事業所１について

前記２（２）アの介護保険法による指定取消通知に記載のとおり、本件事業所１では、審査請求人が、勤務しない職員を管理者兼サービス提供責任者として配置するとした事実と異なる勤務表を作成して指定申請を行い、指定を受けたことや、タイムカードや書類等を近隣にある審査請求人が運営する有料老人ホーム内の事務所に設置、保管し、また、従業者が事業所において勤務せずに当該有料老人ホームに直接出退勤をする等、指定を受けた事業所の所在地では事業を実質的に運営しておらず不適切な運営が常態化していたことが認められる。

そして、不正の手段による申請により指定を受けたという、指定当初からの瑕疵を理由に介護保険法の指定が取り消されたことから、法の指定は、その始期に遡り効力を失ったのである。

これらの事情を考慮し、処分庁が、審査請求人が平成２６年１１月１日の指定時以後の全期間について介護報酬の支弁を受けたことについて、法律上の原因がないものと解し、法第７８条第２項の「偽りその他不正の行為によって介護の給付に要する費用の支払いを受けた」ものと判断したことについて、違法又は不当な点はない。

また、徴収金額の算定について、法第７８条第２項は「その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定介護機関から徴収する」と規定しており、本件事業所１は指定の始期に遡り効力を失っていることから、本件事業所１の指定の全期間について、支弁した費用の全額を徴収することとした処分庁の判断に、違法又は不当な点はない。

イ　本件事業所２について

前記２（２）イのとおり、指定を受けた事業所だけではなく、審査請求人が運営する有料老人ホーム事務所に設置したパーソナルコンピューターで居宅介護支援事業所の業務を行っていたことや、サービス担当者会議及びモニタリングの不実施に伴う基準減算により減算請求を行うべきところ、減算請求を行わず不正に請求していたことが認められる。

そして、指定後の法令違反を理由に介護保険法の指定が取り消されたことから、法の指定は、指定取消日以後に効力を失ったのである。

これらの事情を考慮し、処分庁が、審査請求人における介護保険法に基づく基準違反を認めた点、また、かかる基準違反にもかかわらず、審査請求人が減算請求を行わず介護報酬の支弁を受けたことについて、法第７８条第２項の「偽りその他不正の行為によって介護の給付に要する費用の支払いを受けた」ものと判断したことについて、違法又は不当な点はない。

また、徴収金額の算定について、法第７８条第２項は「その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定介護機関から徴収する」と規定しており、本件事業所２の指定日以後、実際に支弁した額と本来支弁すべき額の差額の合計額を徴収することとした処分庁の判断に、違法又は不当な点はない。

（３）徴収金への加算について

法第７８条第２項は、「その返還させるべき額に１００分の４０を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と規定しており、徴収金への加算について、処分庁に裁量権を認めている。

本件事業所については、前記２（２）のとおり、介護保険法第７７条第１項、第８４条第１項及び第１１５条の９第１項の違反事実が認められているところである。これらの違反事実があったことに加え、本件事業所１については、介護給付費の返還金及び加算金の支払決定処分に係る令和元年１１月７日付け大阪府介護保険審査会の裁決において、「管理者及びサ責〔サービス提供責任者〕が実質的に不在のまま、申請時に届け出た所在地における活動の実態も認められない〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〔本件事業所１〕の運営形態は、事業所指定により事業所の適正な運営を確保しようとする介護保険制度の各規定の趣旨を潜脱する、極めて悪質な運営形態と言わざるを得ないことから、加算金〔返還額に１００分の４０を乗じて得た額〕を徴収し、事業所の適正な運営を確保しようとする処分庁の判断に裁量権の逸脱・濫用は認められない。」と判断されている。このように、本件事業所は、法に基づき介護機関を指定することにより適正な運営を確保しようとする介護扶助の趣旨も潜脱する悪質な運営形態であったと言わざるを得ない。局長通知の第８の３（３）において、指定の取消しの処分を行った場合には、原則として、法第７８条第２項の規定により返還額に１００分の４０を乗じて得た額も保護の実施機関に支払わせるよう措置することを定めていることも考慮すれば、加算を行った処分庁の判断に、裁量権の逸脱・濫用は認められない。

（４）理由の提示について

審査請求人は、本件処分の理由はいずれも事実誤認であり、行政手続法による具体的事実の提示義務違反があると主張する。

本件処分の通知書をみると、処分の根拠法令が法第７８条第２項であることのみならず、同項に規定する「偽りその他不正の行為」に該当する事実について、審査請求人が具体的に了知できる程度に示されているものと認められる。あわせて、本件事業所１に係る徴収額については、介護保険法による指定を受けた平成２６年１１月１日以後の全期間につき支弁された介護報酬であることが了知でき、本件事業所２に係る徴収額については、その算定根拠が示されている。したがって、本件処分に係る理由の提示は、適正な手続に基づいて行われており、違法又は不当な点はない。

（５）まとめ

以上のとおり、本件処分について違法又は不当な点はない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子